

広島県環境影響評価に関する条例（平成十年広島県条例第二十一号。以下「条例」という。）第十四条の規定による環境影響評価準備書の送付を受けたので、条例第十五条第一項の規定によって、次のとおり公告する。

令和三年十二月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

事業者の氏名	平良丘陵開発土地区画整理準備会 竹内 康治
事業者の住所	廿日市市可愛十二十五 空中ビル三階

二 対象事業の名称、種類及び規模並びに対象事業実施区域

対象事業の名称	（仮称）平良丘陵開発土地区画整理事業		
対象事業の種類	土地区画整理事業		
対象事業の規模	七四・三ヘクタール		
対象事業実施区域	廿日市市上平良・下平良地内		

三 関係地域の範囲及びその範囲が属する市町

廿日市市上平良の一部、下平良、平良山手の一部、城内三丁目の一部、佐方の一部、平良一丁目の一部、平良二丁目、新宮一丁目の一部、新宮二丁目、可愛の一部、駅前の一部、陽光台一丁目の一部、陽光台三丁目の一部、陽光台五丁目の一部、宮内の一部、宮内一丁目の一部、宮内四丁目の一部、峰高一丁目、峰高二丁目の一部、串戸二丁目の一部、串戸三丁目の一部、串戸四丁目の一部、串戸六丁目の一部

四 環境影響評価準備書及び要約書の写しの縦覧の場所、期間及び時間

1 場所

- (一) 広島県環境県民局環境保全課
- (二) 広島県西部厚生環境事務所環境管理課
- (三) 開発準備室事務局
- (四) 廿日市市役所分館一階都市活力推進室
- (五) 廿日市市役所六階環境産業部環境政策課
- (六) 廿日市市大野支所地域づくりグループ
- (七) 廿日市市佐伯支所地域づくりグループ
- (八) 廿日市市宮島支所地域づくりグループ
- (九) 廿日市市吉和支所地域づくりグループ
- (十) 廿日市市平良市民センター

2 期間

令和三年十二月二十三日から令和四年一月二十四日まで（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く）

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

五 意見書の提出

環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からの意見を有する者は、事業者に対して意見書を提出することができる。

1 意見書の提出期限

令和四年二月七日まで

2 意見書の提出先

縦覧場所に設置の意見書箱への投函または左記へ郵送

〒七三八・〇〇一六 廿日市市可愛十二二十五 空中ビル三階

平良丘陵開発土地区画整理準備会 開発準備室事務局 宛

3 意見書の記載事項

- (一) 意見を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (二) 意見書の提出の対象である準備書に記載された対象事業の名称
- (三) 準備書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由